

# 社会福祉協議会 だより

## 北斗市災害ボランティア講座



東日本大震災から1年が経ち、学ぶこと、忘れてはいけないことなど、たくさんありました。

社会福祉協議会では昨年に引き続き、「北斗市災害ボランティア講座」を開催し、災害に備えた機能と役割を民生児童委員、町内会・自治会、社会福祉協議会の役職員、それぞれの立場で何ができるのか、何をしなければならないのか演習を行いました。

参加した方々は、災害が発生した後、被災地の状況は刻々と時間経過と共に変化していく中で、どのように状況を把握し何ができるのかグループごとに分かれて考えました。



### 主な記事

- あなたの安心を応援します ..... 2
- 赤い羽根共同募金ご協力ありがとうございました ..... 3
- こんにちは“かけはし”です ..... 4
- 認知症サポーター養成講座を開催しました ..... 5
- 提供会員養成講座を開催します ..... 6
- 久根別小学校リングブルで車椅子に交換 ..... 7
- 介護の悩み、一人で抱えこまないで ..... 8

# あなたの安心を応援します

～こんな悩みを抱えている方、ご相談ください！～

高齢の方（特に一人暮らしの方や高齢者ご夫婦で生活をしている方）は病気に対する不安、物事の判断能力が衰える事への不安など、これからの生活にさまざまな不安が出てくるものです。

- 自分が病気をしたら、財産は誰が管理して、誰が支払いをしてくれるのか。
- 財産の相談はどうなるのだろうか。
- 最近、悪徳商法の被害にあったが、どうしたら良いか。
- 書類が送られてくるが手続きがわからない。
- だれか日常的な金銭管理のアドバイスをしてほしい。

このような時、「成年後見制度」や「地域福祉権利擁護事業」などの利用ができます。

お気軽にご相談下さい。

## 成年後見制度

高齢や障害などにより、判断する能力が十分でない方にかわって「成年後見人」が本人の権利を守り、不利益をこうむらないように法律的に支援をする制度です。

成年後見制度には「法定後見」と「任意後見」があります。

### 法定後見

すでに何らかの理由で判断能力が十分でない方に対して、その能力に応じて、家庭裁判所が選任した最も適任と思われる人に代理権が与えられ、財産管理や特定の法律行為の権利を代行する方法です。

### 任意後見

本人に十分な判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合に備えて、自らが選ぶ代理人（任意後見人）を自分の生活支援や財産管理などに関する後見人として「公正証書」によって事前に契約を結ぶ方法です。

## 地域福祉権利擁護事業

高齢や障害により日常生活の判断に不安のある在宅生活者を対象に「生活支援員」を派遣する事業で、北海道社会福祉協議会が実施しています。

「生活支援員」が定期的に訪問、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いをします。

### お問い合わせ先

- ・ 北斗市地域包括支援センターかけはし ☎74-2530
- ・ 北斗市社会福祉協議会 ☎74-2500



# ご協力ありがとうございました



## 歳末たすけあい募金は、北斗市内の412世帯に！

北斗市社会福祉協議会では、北斗市共同募金委員会が実施した歳末助け合い募金をもとに北海道共同募金会からの助成を受け、歳末福祉見舞金事業を実施しました。

今年の歳末たすけあい募金額は4,531,963円となりました。

この募金は、社会福祉協議会に寄せられた指定寄付とあわせて、低所得の独居老人世帯、遺児世帯等の412世帯に『歳末福祉見舞金』として配布しました。

みなさまのあたたかいご支援、ご協力に対し、心から感謝申し上げます。



## 赤い羽根共同募金は、北斗市の幅広い福祉活動に！

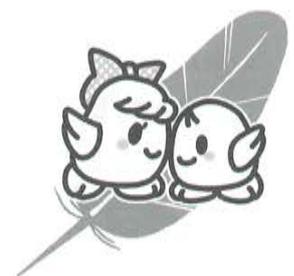
今年度も町内会、自治会をはじめ各事業所や学校のほか、多くの市民の皆様からご協力をいただきありがとうございました。23年度募金額は、6,970,862円となりました。

この募金は、北海道共同募金会から地域の福祉活動のための助成金として4,761千円が北斗市社会福祉協議会に配分され、24年度は、下記のような事業などに使われます。

事業名	内容
ボランティア活動振興事業	各ボランティア団体への助成、養成講座等の開催
小地域ネットワーク活動推進事業	町内会、自治会への見守り活動等への助成
見守り訪問活動・心配ごと相談事業	福祉ちらしの配布、サンタ活動、
社協だより発行事業	社協だよりの発行
福祉団体活動支援事業	老人クラブ、障がい者団体、母子寡婦会への助成
社会福祉広報活動事業	福祉大会、福祉講座、福祉まつりの開催



大野中学校生徒会からの募金





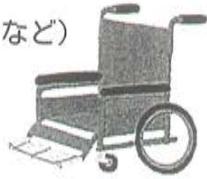
# こんにちは 北斗市地域包括支援センター “かけはし”です！

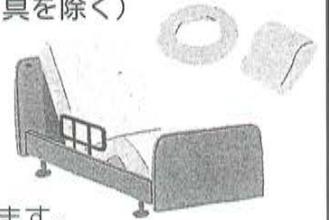
今回は、介護保険での福祉用具貸与(レンタル)・福祉用具購入についてお知らせします。

介護保険では、高齢者(介護認定で要支援1から要介護5の方)が居宅において自立した生活を送ることができるよう、福祉用具を借りることができます。また、衛生上の問題があるような排泄用具・入浴用具などの直接肌に触れる用具に関しては、指定された事業者から購入したとき、10万円を上限に費用の9割を支給しています。

## 福祉用具貸与(レンタル)

介護度により、利用できない福祉用具があります。5～12は原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。

- |                      |   |                    |
|----------------------|---|--------------------|
| 1. 手すり(工事をともなわないもの)  |   | 7. 特殊寝台(電動ベッド)     |
| 2. スロープ(工事をともなわないもの) |   | 8. 特殊寝台付属品(ベッド柵など) |
| 3. 歩行器               |   | 9. 床ずれ防止用具         |
| 4. 歩行補助つえ            |   | 10. 体位変換器          |
| 5. 車椅子               |  | 11. 認知症老人徘徊感知機器    |
| 6. 車椅子付属品(クッションなど)   |   | 12. 移動用リフト(つり具を除く) |

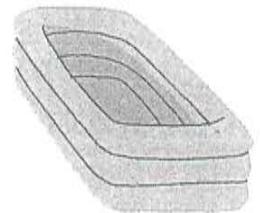


## ○自己負担について○

貸与(レンタル)費用の1割です。用具の種類や事業者により金額は変わります。

## 福祉用具を購入する

- |           |               |
|-----------|---------------|
| 1. 腰掛け便座  | 4. 簡易浴槽       |
| 2. 特殊尿器   | 5. 移動用リフトのつり具 |
| 3. 入浴補助用具 |               |



## ○自己負担について○ ～申請が必要です。

申請すると、同年度(4/1～翌年3/31)で、10万円を上限に支払った金額の9割(1割は自己負担)が、ご本人の口座に振り込まれます。(振り込まれるまで、1ヶ月～1ヶ月半位、時間がかかります。)  
※ただし、特定福祉用具は、特定福祉用具販売事業所の指定を受けている事業所で購入しなければ、購入費の補助は受けられません。

ご相談を  
お受けして  
おります。

北斗市地域包括支援センター かけはし

TEL(0138)74-2530 (0138)77-2941  
(中野通2-18-1) (本町4-3-20)

## 地域で暮らす認知症の人や家庭の応援者となる 認知症サポーター養成講座を開催

2月22日に大野中学校の3年生125人を対象に「認知症サポーター養成講座」を開催しました。総合的な学習の時間を利用し、当協議会の包括支援センター職員が、認知症の説明や介護予防の体操、生徒さんにも寸劇に参加してもらい認知症の方々への対応方法をわかりやすく説明しました。

### 【学習した生徒さんの感想】

- 自分の祖父を大切にしようと思った。
- 今まで福祉について考えると、何か面倒くさそうなイメージしかなかったけど、今日学んでからは特別に何かしてあげることだけが福祉ではないとわかりました。
- 同居している祖母のことを考えながら聞いていました。祖母は認知症ではないようですが、時々「あれ？」と思うことがあるので、もしそういう場面にあったら試してみようと思います。
- 今までおばあちゃんが何回も同じ話をしてくれて、かなり腹が立っていたけど、今度は違う。
- 私達一人ひとりが正しい知識を身につけることで、安心して生きていける人が増えると感じた。



## サンタクロースが見守り活動 ～大野農業高校

北斗市社会福祉協議会では、関係機関と協力し、在宅福祉事業の一環として独居老人訪問活動事業を実施しております。

12月22日、旧上磯地区の70歳以上の一人暮らし等の847人に、民生委員の皆様のご協力のもと「福祉五目ちらし」が配布されました。

また、旧大野地区では、12月17日、サンタクロースの姿にふんじた大野農業高校の生徒が、民生委員、教職員の方々、社会福祉協議会の職員と共に、241人のお宅を訪問し、大野農業高校で育てた花とカップケーキを各ご家庭に届けました。



これは、赤い羽根共同募金の助成事業として実施しているもので、たくさんの方々からお礼と喜びのお言葉をいただきました。民生委員をはじめ、ご協力いただいた皆様には、心より感謝しております。

# 提供会員養成講座

ファミリー・サポート・センターは、援助を受けたい方（依頼会員）と、援助を行いたい方（提供会員）の会員制の組織で、地域の人が子育て家庭を支援していく仕組みです。

養成講座終了後、提供会員（託児サポーター）として、託児もしくは送迎などを、ご自分の都合にあわせて活動できます。

## 講座日程

5月 9日（水）	6月 6日（水）	7月 6日（金）
5月16日（水）	6月13日（水）	7月11日（水）
5月23日（水）	6月20日（水）	7月18日（水）
5月30日（水）	6月27日（水）	

## 講座内容

子どもの世話、発育、病気、遊び、食生活とアレルギー、心の発達、子育ての心、発達障害の理解、安全と事故など、子どもに関わるときに必要な知識を学習します。

講師は、保健師、保育士、作業療法士、管理栄養士、函館教育大学准教授、函館大学非常勤講師など多彩な方々となっております。

## 時間・場所・料金

- 時間 10：00～12：00（7/6のみ13：30～15：30）
- 場所 七飯町文化センター（七飯町本町6丁目1-2 66-2066）
- 受講料 無料（団体託児の提供者として登録希望される方は、  
テキスト代2,000円がかかります。）
- 託児 受講中、お子さんをお預かりします。（無料）  
（託児の場合、毎回おやつ、飲み物をご持参ください。）
- 定員・締切 40名 4月27日（金）まで。

## 申込・問い合わせ

北斗市社会福祉協議会

南渡島ファミリー・サポート・センター

TEL/FAX0138-77-0788

午前9：00～午後5：00（月～土曜日）

# 車いすになりました

## 久根別小学校リングプル

久根別小学校は、3年間にわたりボランティア活動で集めたリングプル750キロを車いす1台と杖8本と交換。3月7日、市内「グループホームなごみの家」に寄贈しました。

リングプルの回収は、「生徒全体で取り組むことのできるボランティア活動」としてスタート。家庭や校内でこつこつと集め、今では地域の方々の協力もいただきながら集めています。

車いすを受け取ったなごみの家の池田代表は「大切に使用させていただきます」とお礼の気持ちを伝えました。



車いす、杖を受け取る池田代表（左端）

## 北斗市母子寡婦会 入会しませんか

3月4日七重浜住民センターれいんぼーにて、母子寡婦会による「ふれあい運動会」が開催されました。

毎年身体を動かす機会が少ないこの時期に軽スポーツでの交流を行っています。誰にでもできる簡単な種目で、競技はすべて団体戦、気持ちのいい汗を流しました。

ここ数年、母子寡婦会の会員数は減少傾向にありますが、一人でも多く行事に参加し、協力して話し合い、語り合い、笑顔を持ってこの交流の輪を大きくしていきたいと思っています。



うちわりレー



みんなで輪踊り



ボーリングリレー

### 【主な活動内容】

かあちゃんの店として陣屋桜まつり、北斗市夏まつりに出店  
視察研修旅行の実施、ふれあい運動会の開催

北斗市内在住の母子・寡婦の家庭であれば誰でも入会できます。  
年会費 1,200円

お問い合わせ

社会福祉協議会内

電話 74-2500まで

# もしもし！社会福祉協議会ですか？ 相談ごとがあるんですが！

毎月、市内4会場（七重浜住民センター・市役所・茂辺地住民センター・北斗市公民館）で実施して、「心配ごと相談事業」は、平成24年度より北斗市社会福祉協議会において、いつでも相談を受けること（土・日・祝日を除く）になりましたので、心配ごとなどがある方は、まずは電話でご連絡をお願いします。

電話 74-2500

場所 北斗市中野通2丁目18-1 北斗市社会福祉協議会（北斗市保健センター内）

## 震災義援金、9月末まで再延長

中央共同募金会と日本赤十字社は、東日本大震災の義援金の受付期間を9月30日まで再延長することにしました。ご協力よろしくお願いたします。

なお振り込め詐欺などには十分注意してください。

不明な点は当協議会までご連絡下さい。



## ご寄付ありがとうございます。

毎年、函館方面遊技業協同組合から寄付をいただいております。

平成3年より社会貢献活動として始まり、当協議会には、合併前の上磯町社会福祉協議会時代の平成15年から毎年いただいております。今年も20万円の寄付をいただきました。

遊技業協同組合では、金品の寄付だけでなく、エコキャップ運動、リングプルの回収、障がい者授産施設の手作り商品を景品として店頭には置いたり、ゴミ拾い運動など地域に密着した社会貢献事業を行っています。



遊技業協同組合 寄付贈呈式

## 介護の悩み、一人で抱えこまないで

介護の悩みを一人で抱えてしまうと、ストレスが溜まる一方、介護を支え続けた人が思い詰めた結果、悲惨な事件になってしまうケースもあります。

北斗市社会福祉協議会では、介護保険制度についてはもちろん、高齢者にかかわる様々な悩みや相談を受け付けています。

### ●指定居宅介護支援事業所

要介護の方への相談・支援、その方の状態や環境などに合わせて住宅改修や電動ベッド、ヘルパーの派遣など、いろいろなサービスを組み合わせ介護の必要な方へのプラン作成、支援を行っています。

### ●指定訪問介護事業所

要介護者等の生活援助や身体介護にかかるヘルパー派遣、病院などに通院するための移送サービス事業。さらには、障がい者自立支援事業で、生活の自立を支援するための介護支援事業を行っています。

### ●包括支援センター

「かけはし」  
北斗市から業務委託を受けて北斗市社会福祉協議会が運営しています。

介護保険、介護予防、各種福祉サービス、高齢者虐待、認知症など個々の状況に応じた相談から成年後見制度や地域福祉権利擁護事業など幅広い相談を受けています。

### ◎北斗市社協だより◎

第22号 平成24年3月

発行：北斗市社会福祉協議会

（活動や事業などについてのお問い合わせはこちらをお願いします。）

（本所）

北斗市中野通2丁目18番1号

電話 0138-74-2500

FAX 0138-74-3655

（支所）

北斗市本町4丁目3番20号

電話 0138-77-2941

FAX 0138-77-8528